



質問

マンションに住んでいない組合員は理事に就任できませんか。



回答

区分所有法には理事の資格要件を定めていませんので、規約の定めによります。当該マンションの規約の「役員」に関する定めをご確認ください。

なお、マンション標準管理規約は、平成23年7月と平成28年3月に改正されていますが、平成23年7月の改正では、従前の「現にマンションに居住する組合員の中から役員を選任する」という規定が削除されマンションに住んでいない組合員の役員就任を可能とする改正がなされております。

平成28年3月の改正では、第35条関係コメント①で以下のように示していますので、参考にしてください。

第35条関係コメント①

管理組合は、建物、敷地等の管理を行うために区分所有者全員で構成される団体であることを踏まえ、役員の資格要件を、当該マンションへの居住の有無に関わりなく区分所有者であるという点に着目して、「組合員」としているが、全般関係③で示したとおり、必要に応じて、マンション管理に係る専門知識を有する外部の専門家の選任も可能とするように当該要件を外すことも考えられる。この場合においては、「外部専門家を役員として選任できることとする場合」の第4項のように、選任方法について細則で定める旨の規定を置くことが考えられる。この場合の専門家としては、マンション管理士のほか弁護士、建築士などで、一定の専門的知見を有する者が想定され、当該マンションの管理上の課題等に応じて適切な専門家を選任することが重要である。なお、それぞれのマンションの実態に応じて、「〇〇マンションに現に居住する組合員」((注)平成23年改正前の標準管理規約における役員の資格要件)とするなど、居住要件を加えることも考えられる。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。